

午初南明河屋案

八
嘉
板

九
十
儿

六
之
書

久
之
書

何
之
書

新
之
書

公
之
書

夜
之
書

知
以

三
年
甲
子
年

岩滑文書資料 No.62 村内のもめごとの収束を願った訴状

御歎申上候口上之覚

P1

岩滑村午新田之儀ハ享保十一年年

御高成ニ被仰付 御高九拾石余并御本田

多門新田子新田共御高ノ九拾五石余

岩田午新田百姓持分ニ而則御前帳所持

仕所入用之分ハ新田丈ニ而取斗来申

候處本郷方ニ而入用之分も何事よら須

惣高江割付を相懸候付 双方ノ入用とて

P2

新田江相懸り難渋至極仕候得とも 仕来之儀ニ付

致方も無之難渋なからも是迄相勤来候儀ニ

御座候此段御察可被下候 然處郷方十四五ヶ年

以前於本郷テハ公事出入等多く右之入用

不少自然と下用相損随而新田江相懸り

難渋仕候故 此姿ニ而差置候而者 新田御百姓

相続難仕無余儀拾ヶ年以前分村之儀奉願上候処

P3

此義ハ不容易次第付各方江立入被

仰付熟済可仕旨御理解被仰渡候此

段申相右之通取極相成申候

一 神事祭礼雨乞等入用別々ニ懸候事

一 公事出入等入用之儀当人懸り之事

一 御用村用等入用之儀者毎月晦日村役人

頭百姓立合勘定取調置 是迄ノ通り

P4

御高懸り之筈取極候事

右之通り熟談相整去ル弘化四未八月

下済仕其後六ヶ年も穩ニ相治り来候処

去ノ子年庄屋又右衛門雇施行候後ハ兎角

不穩候付無抛当春御歎頼奉申上候處

同五月御召出各方御引加和力ニ申相

熟済仕候様被為仰渡段申相之上熟済

P5

相整候儀御座候 然處表向斗和力之姿ニハ

候得とも更に和力之仕向無之兼帯庄屋

兵左衛門江ハ何事も一向相談無之本郷己巳ニ而

取斗ひ候付 新田百姓共おいてハ自然と人氣

相立迷惑至極ニ仕候付則忒之故申上候

一村方会所与申ハ先前「前々カ」方無御座候處古家

老新売物有之候付相談之上去冬押詰 P6

買請御座候然處此度夫ニ造作いたし

候申之處吉左衛門初新田江ハ更々相談無之候事

一本郷仙左衛門与申者今般物真似興行

仕度旨村方江申出候由之處本郷丈ニ而相談

相聞既ニ御頼奉申上御聞濟相成候後ニ

漸々新田江右之沙汰申越候儀ニ御座候右ハ P7

近年凶作相続別而昨年者大旱損尔て

一同難渋至極罷在候折柄其段も不相弁

村方矢隊古相立迷惑仕候儀御座候 是以テ

兵左衛門江ハ更相談も不致取斗候段不都合之儀と奉存候事

一字後田と申所杓破損仕候付当度(今度)

取繕申候由候処右入用金拾五両余相懸り候旨 P8

右ハ杓中柱ニテ漸々忒間老洞仕替相成

候處右入用金拾五両余も相懸り候儀ハ実ニ

大違之儀と奉存候 是等之儀も兵左衛門江ハ染々(全々)相談等も無御座候事

但シ右普請之節酒六斗入用之旨 P9

勘定帳ニ付出シ有之候 右様大違酒入用

之筋ハ有之間敷哉与不審千万ニ奉存候付

其余之儀も是ニ而御推察可被下候事

右之通御座候付而者何能子細聊も可有之哉与

後難ヲ相恐当新田百姓共一同惑乱仕

迎も本郷一同之儀ハ行届間敷候間分村同様

下用引分ケ勘定仕度各様江御継り申上候間

何卒 P10

御上様江御手厚御申奉可下置御聞濟

相成候様宜御取成之程奉頼上候 右候ハバ

御蔭ヲ以テ往々午新田御百姓安堵之

相続可仕旨難有御見可奉存候已上

嘉永七年寅閏七月

知多郡岩滑村午新田平井分

百姓第惣代 重助 印

六兵衛 〃

	久兵衛	〃	P11
	伊兵衛	〃	
	新助	〃	
	兵左衛門	〃	
兼帯庄屋			
組頭	藤八	〃	
午新田下用別レ済口證文書(カ)			
	八兵衛様		

参考

- ・ 前頁後ろから八行目「染々」とあるが、全々のあて字と思われる
- ・ 同十行目「仕替」とあるが、しなおす 改めてする意
- ・ 兼帯庄屋…村に複数の知行主がいる場合の庄屋を兼帯庄屋と称した
- ・ 下用 …村費
- ・ 午新田が、本郷の物事の進め方に問題があるので、本郷とは村下用費用を別勘定にしてほしい旨をお上にお願ひした書状

読み下し

御なげき申上げ候口上の覚

岩滑村午新田の儀は 享保十一年

御高成に仰つけられ御高九拾石余並びに御本田

多門新田共御高〆九拾五石余

岩田新田百姓持ち分にて 則御前帳所持

仕る所 入用の分は新田だけにて取はかり来たり申

候ところ 本郷方にて入用の分も何事によらず

惣高へ割付を相懸け候につき 双方の入用とて

新田へ相懸かり難渋至極に仕り候えども 仕来り之儀に付き

致し方も之無く難渋ながらもこれまで相勤め来たり候儀に

御座候この段御察し下さるべく候 然るところ郷(本郷カ)より十四五ヶ年

以前本郷では公事出入り等多く右入用

少なからず 自然と下用相損ない 従って新田へ相懸り

難渋仕り候故 此の姿にて差置き候ては 新田御百姓

相続仕り難く余儀なく拾ヶ年以前分村之儀願いあげ奉り候ところ

此の儀は容易ならざる次第に付き各方へ立入仰つけられ

熟済仕るべく旨御理解仰渡され候 此の

段申相せ右之通り極め相成され申し候

一 神事祭礼雨乞等入用別々に懸け候事

一 公事出入り等入用の儀 当人懸かりの事

一 御用村用等入用の儀は毎月晦日村役人

頭百姓立会勘定取置き 是迄の通り

御高懸かりの筈取決め候事

右の通り熟談相整い 去る弘化四年八月

下濟仕り其後六ヶ年も穩(おだやか)に相治まり来たり候処

去々子年庄屋又左衛門雇い施行候後は兎角

不穩候に付き よんどころ無く当春御嘆願申上奉り候処

同五月御召し出し各方御引き加へ和かに申相

熟済仕り候様仰渡され段 申相の上熟済

相整い候儀御座候 然る處表向きばかりは和かの姿には

候得とも 更に和かの仕向これ無く 兼帯庄屋

兵左衛門へは何事も一向相談之無く 本郷のみにて

取りはかり候につき 新田百姓共においては自然と人氣[土地の氣風]

相立迷惑至極に仕り候に付き、即 之に応ずる故を申上げ候

一村方会所と申すは先前より御座無く候處古家

壱新売物之有り候に付き相談の上去冬押詰（年末）

買受御座候處此のたび夫れに造作いたし

候之申す処 吉左衛門初め新田へは相談之無く

候事

一本郷仙左衛門と申す者今般ものまね興行

仕りたき旨 村方へ申出候よし之所 本郷だけ二而相談

相聞き 既に御頼申上げ奉り御聞き済相成候後に

漸々新田へ右の沙汰申越し候儀に御座候 右は

近年凶作相続別して昨年大旱損にて

一同難渋至極に罷りあり候折柄 其段も相わきまえず

村方矢隊古（祭礼か？）相立て迷惑仕り候儀御座候 是を以って

兵左衛門へは更に相談も致さず取り計らい候段 不都合之

儀と存じ奉り候

一字後田と申す処杵破損仕り候に付き当度（今度）

取り繕い申し候ところ 右入用金拾五両余り相懸かり候旨

右は杵中柱にて漸々忒間沓洞仕替し相成り

候処 入用金拾五両余も相懸かり候儀は実に

大違いの儀と存じ奉り候 是らの儀も兵左衛門へは

染々（全々）相談等も御座無く候事

但し 右普請の節酒六斗入用の旨

勘定帳ニ付出し是あり候 右様大違い酒入用

之筋ハ是あるまじくやと不審千万に存じ奉り候につき

その余の儀も是にてご推察くださるべく候事

右之通りに御座候 つきては何の子細聊かも之あるべきやと

後難を相恐れ当新田百姓ども一同惑乱仕り

とても本郷一同の儀は行届き間敷く候間 分村同様

下用引分け勘定仕り度く各様へ御すがり申上候間

何卒

御上様へ御手厚く御申奉り下し置かるべく御聞き済

相成り候様よろしく御取なしの程願上奉り候 右候はば

御かげを以て 往々午新田御百姓之安堵

相続仕るべき旨有難く御見存じ奉るべく候以上

嘉永七年寅閏七月